

# 公務災害補償

京都府支部だより



地方公務員災害補償基金京都府支部

# 目 次

はじめに .....	1
<b>特集 1</b> 公務災害の防止に向けて .....	3
～各任命権者・所属の取組紹介～	
<b>特集 2</b> Q&A 実務のポイント .....	4
～療養補償の請求について～	
公務災害担当者の方へ .....	6
～医療機関を受診させてください～	
～治療はきちんと受けさせてください～	
令和 4 年度公務災害補償の現状（補償統計） .....	7

---

## **表紙写真** 井手町役場新庁舎

- ・令和 5 年 6 月 9 日竣工（令和 5 年 7 月 18 日開庁）
- ・地上 3 階建（鉄骨造）
- ・住民の安心・安全な生活を支え、井手町らしい賑わいあふれる庁舎を基本方針に建設され、高い防災拠点機能と誰もが利用しやすい柔軟性を兼ね備えた庁舎。  
敷地内には図書館や貸し出し可能な集会室のある「山吹ふれあいセンター」、カフェと直販所を兼ねた「テオテラスいで」を併設している。

# はじめに

## 地方公務員災害補償制度

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、地方公務員災害補償法の施行に伴い、地方公共団体等に代わって、地方公務員等の公務上の災害又は通勤による災害に対する迅速かつ公正な補償を実施し、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年12月1日に設立されたもので、平成15年10月には地方共同法人へと移行し、地方公共団体が主体となった取組が行われています。

基金は、東京都に本部を、各都道府県及び政令市に支部を設置しており、京都府支部においては、教職員、警察職員を含む京都府の職員、公立大学法人の職員及び京都市を除く市町村、一部事務組合等の職員を対象として、設立後、令和4年度までの55年間に、32,244件の公務上の災害と、2,589件の通勤による災害を認定してまいりました。

## 昨今の認定、補償実施状況及び基金の財政状況

京都府支部では、公務災害、通勤災害の発生防止に積極的に取り組んできましたが、令和4年度の認定件数は339件と前年度に比べ46件増加しました。

また、被災職員等に支給された給付費の総額は、京都府支部では令和4年度で457,767千円と、前年度に比べ10.3%増加しています。一方で、基金全体では23,181,208千円と前年度に比べ2.7%減少しています。

近年は、新型コロナウイルスの影響で訓練やイベントなどが控えられてきた背景から認定件数も少なめに推移しておりましたが、令和5年度以降は大幅に増加することが想定されます。災害による職員の生活等への影響を最小限に抑えることはもちろんですが、特に重症となる公務災害等の発生防止や指定医療機関の利用促進などに努めることが重要となります。

## 安全で快適な職場環境の実現・公務災害等の発生防止に向けて

社会環境がめまぐるしく変化する中、地方公共団体の職員には、地域課題に的確に対応した、住民満足度の高い行政サービスの提供が期待されています。安心して職務に専念することのできる職場環境の実現は、公務能率の向上とともに、住民サービスの向上につながるものと考えております。

京都府支部では、職員の安全と健康管理に努め、災害の発生防止に向けた取組を一層強化するよう各地方公共団体へお願いするとともに、公務災害防止事業実施への働きかけを積極的に行い、講習会等事業への助成やホームページによる情報提供などの支援を更に推進していきたいと考えております。制度につきまして疑問に思われることなどがありましたら、遠慮なく当支部までお問い合わせください。

本冊子は、公務災害担当職員だけでなく、約4万人の対象職員の皆様一人ひとりに公務災害、通勤災害の制度や京都府支部における認定、補償の現状、課題をお知らせし、災害の未然防止や公正な補償の実施に活用していただくことを目的として発行しております。

是非、御一読いただき、災害のない明るい職場づくりの一助となれば幸いに存じます。

令和6年3月

地方公務員災害補償基金京都府支部

事務長 坂根 久尚



# 公務災害の防止に向けて

公務災害の中には、基本的な安全対策を行えば防ぐことができたと考えられるものも多く、基金、各任命権者・所属においては、職員の公務遂行中の安全確保のため、職場の実態に応じた注意喚起と公務災害防止に向けた専門的知識の普及、啓発を行っています。

また、メンタルヘルス不調による休務者が増加していることから、任命権者等においては、積極的に職員のメンタルヘルス対策に取り組むことが求められており、基金においても、地方公共団体等の担当職員向けに、メンタルヘルス対策サポート推進事業を行っておりますので、積極的にご活用ください。

## メンタルヘルス対策サポート推進事業（相談窓口設置・相談員派遣）

地方公共団体等の管理職員、人事・福利厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員を対象に、相談窓口を設置しています。

- 【相談事例】
- ・メンタル不調者等に対する個別具体的な対応案
  - ・ハラスメント事案に対する対応
  - ・職場のメンタルヘルス全般に関すること

- 【相談方法】
- ・電話、オンライン相談受付：原則週2日

※相談受付日は、地方公務員安全衛生推進協会ホームページに掲載

電話番号：03-5213-4310（専用ダイヤル）

- ・メール相談受付：全日 24 時間

アドレス：[menherusoudan@jalsha.or.jp](mailto:menherusoudan@jalsha.or.jp)（専用アドレス）

必要な場合、相談員が派遣されます。

基金京都府支部における公務災害防止事業としては、複数の任命権者・所属において管理監督者を対象としたメンタルヘルス研修やハラスメント防止研修会が開催されていますので、ご紹介します。

## ・メンタルヘルス研修（長岡京市）

長岡京市においては、課長補佐級職員等を対象として、自らのメンタルヘルスを保ちながら、職場のキーパーソンとして係員のメンタル不調に気づき、対応できるようになることを目的としたメンタルヘルス研修を開催しました。

当日は、グループワークを通じて、職場でのラインケアの重要性や、中間管理職としてのセルフケアの重要性を学ぶとともに、ストレスマネジメントの重要性や実践するためのポイントへの理解を深めることができました。



この他、宇治市（管理職メンタルヘルス研修会）、八幡市（ハラスメント対応研修）、京都地方税機構（管理監督者メンタルヘルス研修）などで研修が行われています。

基金京都府支部では、こうした各任命権者・所属の取組を支援するため、各事業を共催するとともに、必要な経費を分担しているところです。公務災害防止事業の実施・共催については、基金京都府支部にお問い合わせください。

# Q & A 実務のポイント

今回は、公務災害認定後の手続きに関してよくある疑問について回答します。

公務災害に認定されたら、療養補償の請求を行ってください。  
所属担当者は、被災職員が補償を請求しているかどうか確認し、治ゆに至るまで、療養経過を把握するようお願いします。

## Q1. 療養補償請求は、必ず行わないといけませんか？

A1. 基本的に、全員が療養補償請求を行う必要があります。  
第三者加害事案の示談先行を選択した場合のみ、医療費は第三者が支払うため、療養補償請求も不要です。

## Q2. 共済組合員証（健康保険証）を使って受診しました。自己負担額もわずかで済し、療養補償の請求はしなくてもよいですか？

A2. 公務災害の医療費については基金が負担すべきものであるため、原則として共済組合員証を使用することはできません。被災職員が共済組合員証を使用して受診すると、共済組合に本来負担する必要のない医療費の負担が生じます。  
共済組合がその医療費を基金に請求するためには、被災職員が基金に対して自己負担額を請求する必要があります。したがって、たとえ、被災職員の負担が少額であっても、療養補償請求を行ってください。

**POINT 1** 医療機関を受診すると、必ず、医療費が発生します。

公務災害の制度上、被災職員自身が療養費の請求手続きを行わないと、医療機関や共済組合は医療費を基金に請求できません。

基金から認定通知が届いたら、必ず、認定された旨を医療機関に連絡し、療養補償の請求を行うようにしてください。

## Q3. 療養補償の請求は、どのようにしたらよいですか。

A3. 療養補償の請求は、受診したのが指定医療機関かどうかで手続き方法が異なりますので、まず、受診した医療機関が指定医療機関かどうかを確認してください（指定医療機関の一覧は、基金京都府支部のホームページに掲載しています）。院外薬局で処方を受けている場合、その薬局が京都府薬剤師会に加入している場合は指定医療機関となりますので、確認してください。

次に、医療機関ごとに必要な手続きを確認し、医療機関において書類作成が必要な場合は、その依頼をしてください。

これらの手続きについては、認定通知と一緒にお渡しする「補償のしおり」と「◇療養補償請求について」を参考にしてください。

**POINT 2** 「◇療養補償請求について」には、医療機関向けの説明文と記入例も添付されていますので、様式等と併せて医療機関に渡すようにしてください。

**POINT 3** 指定医療機関では医療費の請求手続きも簡便で、医療機関が事務慣れていることもあり、手続きがスムーズです。

なるべく、指定医療機関を受診するようにしてください。

Q4. 公務災害に認定されたことを医療機関に伝えたのですが、診断書料を支払うように言われました。支払う必要がありますか。

A 4. 医療機関に支払い、領収証を受け取ってください。基金に原本を提出した診断書にかかる料金については、様式第6号に領収証（原本）を添付して基金に請求すれば、基金から被災職員に支給します。

なお、診断書料は4,000円を上限としており、これを超えた額は、基金から支給されません。また、基金に提出する診断書は消費税非課税となる文書ですので、消費税を医療機関に支払う必要はありません。

Q5. 補装具を作成した際、経費の支払いを求められました。支払う必要がありますか。

A 5. 補装具作成業者に支払い、領収書等、請求に必要な書類を受け取ってください。様式第6号に必要な書類を添付して基金に請求すれば、基金から被災職員に支給します。

(参考)補装具費用請求時、様式第6号に添付する書類

- ・ 装具装着意見書・装具装着証明書（支部様式第10号）
- ・ 明細書（装具の仕様書）
- ・ 領収書（原本）

Q6. 請求しようと思ったら、領収証がありませんでした。どうしたらよいですか？

A 6. 医療機関に相談してください。  
医療機関の発行する「支払証明書」等でも請求できる場合があります。

**POINT 4** 基金あての請求書に添付する領収証は、原本が必要です。  
公務災害で受診する場合には、領収証をきちんと保管するようにしてください。

Q7. 療養補償請求を忘れていました。今からでも請求できますか？

A 7. 補償を受ける権利は、2年間行わないでいると、時効により消滅します。  
公務災害で受診をした場合には、忘れずに認定請求を行い、認定されたら療養補償請求を行ってください。

Q8. 被災から6ヶ月経ち、リハビリも終わりました。主治医からは半年後に通院を指示されていますが、療養補償はいつまで受けることができますか？

A 8. 治療やリハビリが終了し経過観察になった場合や、痛みに対する投薬やリハビリが継続しているものの効果が見られなくなり、同じ治療を繰り返すだけという状態に至った場合には、「症状固定」として療養補償は終了します。

なお、治療期間が6カ月を超えた場合には、「療養状況報告書」を、治った時または症状固定の状態に至った時には、「治ゆ報告書」を提出してください。

被災職員は、今後の治療方針や治療の見込みについて、主治医の説明をよく聞き、分からないことは質問するなどして、納得できる治療を受けるようにしてください。

療養補償の請求を滞らせると、医療機関にも迷惑をかけてしまいます。  
疑問点についてはお気軽にお問い合わせください。

## 公務災害担当者の方へ

### 医療機関を受診させてください

医療機関を受診せず、柔道整復師の施術をもって公務災害認定請求を行う事例については、以前より様々な問題が生じており、被災職員が不利益を被る事案も発生しています。

当支部としても、従前から医療機関への受診を推奨してきておりますが、地方公務員災害補償基金京都府支部審査会からも、医療機関への受診を勧奨するよう通知がありました。

被災職員が適切な医療を受ける機会を確保するためにも、医療機関を受診させるようにしてください。

#### ◇ 整骨院等は医療機関ではありません。

整骨院、接骨院等の施術所では、柔道整復師が捻挫や打撲に対する施術（医業類似行為）を行っています。施術は、医師の行う医行為（医療行為）とは異なるものです。

柔道整復師は、「診断」を行うこともできません。「診断」を行い、診断書を書けるのは医師及び歯科医師のみです。

〔柔道整復師は、過去の施術内容について施術証明書を書くことはできますが、具体的な診断名や傷病の治療見込みを記載することはできません。〕

#### ◇ 重複するものは補償されません。

医療機関での療養と重複して受けた整骨院等での施術は公務災害の補償の対象にはならず、施術料は支給されません。

#### ◇ 整骨院等での施術が長期化している時は医療機関を受診させてください。

整骨院等での施術が長期化（1～2ヶ月以上）している場合、被災当時に想定していなかった傷病の可能性もあります。早い段階で医師の診断を受けるよう勧めていただきますようお願いいたします。

#### ◇ 検査データが必要になることがあります。

特に負傷部位が「頸部」「腰部」の場合、認定請求に係る審査の時にX線、MRI等の検査データが必要になることが多いです。

また、療養が長期化してから医療機関を受診しても、初診時の検査データが無いために被災職員が不利益を被ることもありますので、ご注意ください。

### 治療はきちんと受けさせてください

自己判断で治療を中断すると、療養が長引いたり重症化したりしてしまふことがあります。

#### ◇ 被災職員の受診に配慮してください。

所属長は、仕事が忙しいなどの理由で被災職員が治療を中断しないよう、配慮をお願いします。被災職員の療養の経過を把握し、無理をしていないか、きちんと主治医の指示を守っているか確認してください。

#### ◇ 主治医とコミュニケーションを取りましょう。

治療内容や今後の治療方針について医師の説明をよく聞き、分からないことは質問するよう被災職員を指導してください。被災職員が自らの状況を把握することが、よりよい療養につながります。



# 令和4年度公務災害補償の現状（補償統計）

令和4年度の公務災害、通勤災害の認定状況や補償の実施状況等をまとめたものです。災害の発生状況の分析や災害発生防止等にお役立てください。

## ◆ 補償統計目次 ◆

<b>1 支部の概況</b> -----	8
対象職員数	
認定状況	
支部審査会の状況	
負担金の状況	
補償及び福祉事業の実施状況	
収支率	
<b>2 公務災害の状況</b> -----	12
公務上災害の認定状況	
概況	
（死亡事案の根絶を目指して！）	
職種別、団体別認定状況	
年度別、職種別認定状況	
職種別、態様別認定状況	
原因別、職種別認定状況	
団体別、年齢別の状況	
府知事部局等職員	
教育職員（公立大学職員及び市町村費の教育職員を除く。）	
警察職員	
市町村等職員（一部事務組合、広域連合、公立大学法人、財産区を含む。）	
<b>3 公務災害補償等支給状況</b> -----	20
公務災害に係る補償の実施状況	
概況	
種類別、職種別補償額等	
（解説）主な補償の種類と内容	
職種別療養補償の状況	
公務災害に係る福祉事業の実施状況	
（解説）福祉事業とは？	
<b>4 通勤災害の状況</b> -----	24
通勤災害の認定状況	
概況	
年度別、職種別認定状況	
態様別認定状況	
（冬場の転倒に注意！）	
通勤災害に係る補償及び福祉事業の実施状況	
（解説）公務災害と通勤災害の補償内容等	
<b>5 第三者加害事案の処理状況</b> -----	27
概況	
第三者加害事案の発生事由	
第三者加害事案の処理状況	
（解説）第三者加害事案とは？	
（第三者加害事案ではココに注意！）	
<b>（参考）公務災害、通勤災害団体別認定件数、千人比</b> -----	29

# 1 支部の概況

## 基金京都府支部は、府・教育・警察・市町村職員等を対象に補償を行っています

基金京都府支部の令和4年度の対象団体数は、1府14市11町村20一部事務組合2大学法人1財産区となっています。対象職員数は、第1表のとおり、令和4年度末において39,737人です。

京都府については、知事部局等の職員のほか府立学校教職員や府費負担の義務教育学校職員、警察職員が対象であり、京都府公立大学法人は、京都府立医科大学及び京都府立大学の義務教育学校職員以外の教育職員が対象です。

また、市町村等については、京都市を除く府内の市町村等職員が対象となっています。

<第1表> 対象職員数

年度	団体の種類 (人)									計
	府				大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合	財産区	
	知事部局等	教育委員会	警察本部							
H30	23,749	4,493	12,120	7,136	2,185	9,983	1,844	1,884	1	39,646
R1	23,644	4,425	12,108	7,111	2,190	9,997	1,856	1,868	1	39,556
R2	23,574	4,419	12,092	7,063	2,194	10,007	1,837	1,883	1	39,496
R3	23,644	4,447	11,981	7,144	2,228	10,053	1,841	1,936	0	39,630
R4	23,577	4,463	11,981	7,133	2,257	10,071	1,840	1,992	0	39,737
前年度比	△ 67	16	0	△ 11	29	18	△ 1	56	0	107
	-0.3%	0.4%	0.0%	-0.2%	1.3%	0.2%	-0.1%	2.9%	-	0.3%

<第2表> 令和4年度の職種別、団体の種類別対象職員数

職 種	団体の種類 (人)									計	構成割合
	府				大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合・財産区			
	知事部局等	教育委員会	警察本部								
義務教育学校職員	7,792	0	7,792	0	0	0	0	0	0	7,792	19.6%
義務教育学校職員 以外の教育職員	4,178	0	4,178	0	2,257	960	170	13		7,578	19.1%
警 察 職 員	7,133	0	0	7,133	0	0	0	0	0	7,133	18.0%
消 防 職 員	0	0	0	0	0	926	91	617		1,634	4.1%
電気・ガス・水道 事 業 職 員	66	66	0	0	0	550	86	0		702	1.8%
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	17	16	0		33	0.1%
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	268	18	176		462	1.2%
船 員	32	21	11	0	0	0	0	0		32	0.1%
そ の 他 の 職 員	4,376	4,376	0	0	0	7,350	1,459	1,186		14,371	36.2%
計	23,577	4,463	11,981	7,133	2,257	10,071	1,840	1,992		39,737	100.0%
構成割合	59.3%	11.2%	30.2%	18.0%	5.7%	25.3%	4.6%	5.0%		100.0%	

## 令和4年度の公務災害は285件、通勤災害は54件となっています

基金京都府支部は、被災職員からの請求に基づき、公務災害又は通勤災害の認定を行いますが、第3表のとおり、令和4年度に、公務上災害と認定した件数は、285件（対前年比32件増）、通勤災害該当と認定した件数は、54件（対前年比14件増）となっています。

前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により訓練等を行うことができず、これらによる負傷数が減少傾向を維持しているためと考えられます。前年度に比べて全体の認定件数が増加していますが、特に、教育委員会や警察本部で大きく増加しています。

公務上又は通勤災害該当と認定された災害（負傷、疾病、障害及び死亡）については、基金京都府支部から、療養補償をはじめとする補償を受けることができます。

＜第3表＞ 公務災害・通勤災害認定件数

災害の種類	年度	団体の種類 (件)								
		府			大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合・財産区	計	
		知事部局等	教育委員会	警察本部						
公務災害	R 3	148	21	86	41	7	69	11	18	253
	R 4	195	21	101	73	8	52	15	15	285
通勤災害	R 3	26	9	5	12	1	8	2	3	40
	R 4	31	6	14	11	4	15	2	2	54
合 計	R 3	174	30	91	53	8	77	13	21	293
	R 4	226	27	115	84	12	67	17	17	339
	対前年比	52	△ 3	24	31	4	△ 10	4	△ 4	46
	増減率	29.9%	-10.0%	26.4%	58.5%	50.0%	-13.0%	30.8%	-19.0%	15.7%

※ 公務外認定、通勤災害非該当認定は除く

## 不服申立て制度として、基金京都府支部審査会が設置されています

基金京都府支部が行う公務上外の認定等の処分に対し不服がある場合は、処分があったことを知った翌日から起算して3ヵ月以内に基金京都府支部審査会に審査請求をすることができます。

支部審査会は、学識経験者3名（行政経験者、医師、弁護士）で構成されており、法に基づき、支部から独立して、支部の行った処分の審査、裁決を行います。また、審理に際して意見を述べることができる参与4名が指名されています。

令和4年度の基金京都府支部審査会の審査等状況は以下のとおりです。

前年度からの 繰越案件	令和4年度			次年度への 繰越案件	審 査 会 開催回数
	受理	裁決	取下げ		
4 件	5 件	2 件	0 件	7 件	6 回

## 地方公共団体は、所属職員1人につき約10,973円の負担金を支出しています

基金京都府支部への負担金は、職員の給与の総額に、職種ごとに定められた「負担金率」を乗じて算出します。

昨今の職員削減や給与水準の引下げ等により職員の給与総額が減少してきたことに伴い、支部への負担金も平成10年度をピークに減少傾向が続いていました。

しかしながら、平成21年度の負担金率の引上げ及び平成22年度からのメリット制の適用により、第1図のとおり増加し、以後、負担金率やメリット率の変更により若干の増減はあるものの、概ね横ばいとなっています。

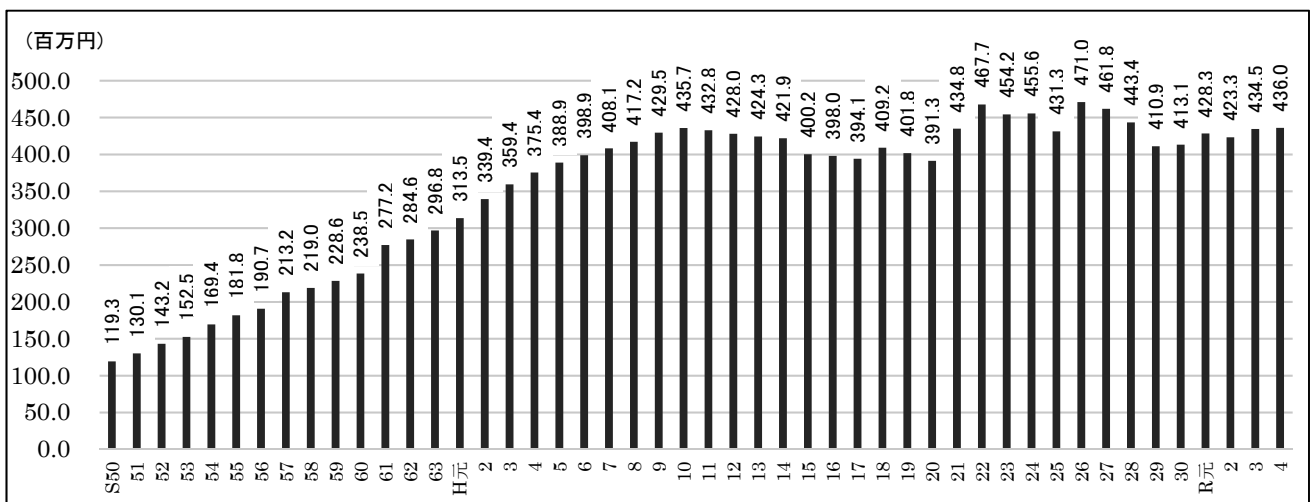
地方公務員災害補償制度は、民間の労働者災害保険制度（労災）と同様に、その経費の全額が、使用者としての地方公共団体からの負担金等（即ち税金）によって運営されており、地方公共団体は、所属職員1人につき、平均で約10,973円の負担金を支出していることとなります。

<第4表> 令和4年度の職種別、団体の種類別負担金額

職 種	団体の種類								計
	府	知事部局等			大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合・財産区	
		知事部局等	教育委員会	警察本部					
義務教育学校職員	41,987,423	0	41,987,423	0	0	0	0	0	41,987,423
義務教育学校職員 以外の教育職員	29,150,310	0	29,150,310	0	18,283,722	6,293,106	1,071,783	31,021	54,829,942
警 察 職 員	201,675,645	0	0	201,675,645	0	0	0	0	201,675,645
消 防 職 員	0	0	0	0	0	14,935,294	1,446,073	9,159,224	25,540,591
電気・ガス・水道 事 業 職 員	855,896	855,896	0	0	0	5,624,098	853,350	0	7,333,344
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	139,892	113,011	0	252,903
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	7,560,201	449,081	4,328,386	12,337,668
船 員	642,037	419,323	222,714	0	0	0	0	0	642,037
そ の 他 の 職 員	25,967,360	25,967,360	0	0	0	48,172,296	8,750,760	8,543,482	91,433,898
計	300,278,671	27,242,579	71,360,447	201,675,645	18,283,722	82,724,887	12,684,058	22,062,113	436,033,451
(参考) 前年度計	299,509,635	30,735,519	78,173,968	190,600,148	17,663,408	82,616,581	12,769,881	21,941,398	434,500,903

※ 確定負担金払込団体ごとに計上

(第1図 確定負担金の推移)



**収支率（給付費／負担金）は前年度から上昇し、105.0%となっています**

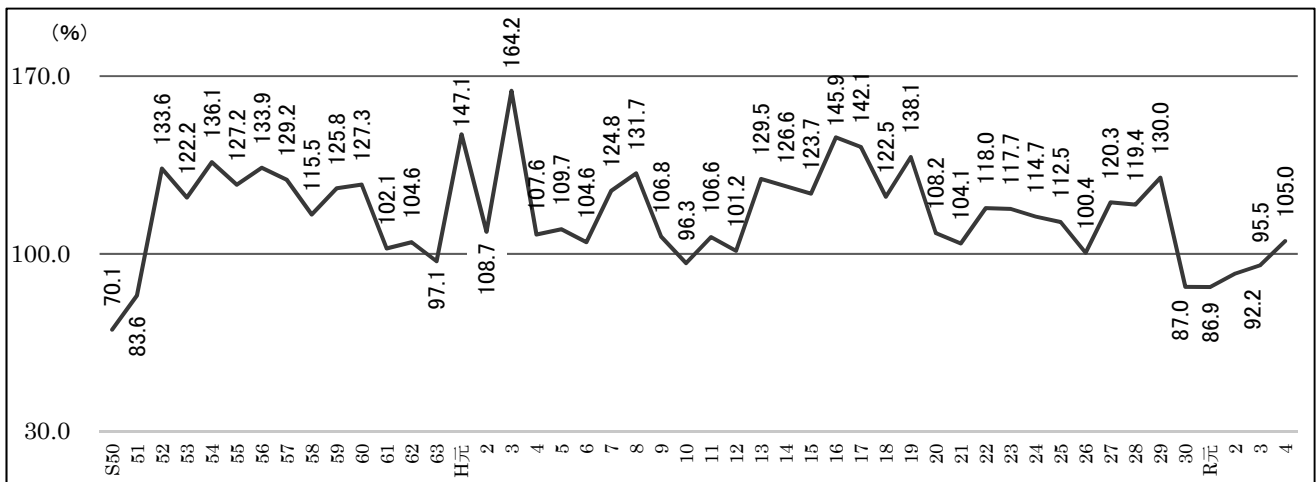
公務上の災害又は通勤災害該当の災害と認定された被災職員等に対し給付された、令和4年度の補償及び福祉事業の給付費の総額は、第5表のとおり、457,767千円となっており、令和3年度に比べ、42,732千円の増加となりました。

また、令和4年度の基金京都府支部の収支率は、前年度の95.5%から9.5ポイントと大幅に上昇して105.0%となり、5年ぶりに100%を超えました。災害防止に努めるとともに死亡・重傷事案を抑制することで、収支率を改善させていく必要があります。

**<第5表> 公務災害・通勤災害に係る補償、福祉事業の金額**

災害の種類	給付費の種別	年度	団体の種類				計
			府	市	町村	一部事務組合等	
公務災害	補償	R 3	157,391,647	40,738,769	15,784,435	12,808,901	226,723,752
		R 4	158,457,319	45,944,477	17,018,951	3,788,297	225,209,044
	福祉事業	R 3	46,749,703	28,266,447	5,646,375	1,177,466	81,839,991
		R 4	94,138,863	26,918,555	2,670,383	900,741	124,628,542
	計	R 3	204,141,350	69,005,216	21,430,810	13,986,367	308,563,743
		R 4	252,596,182	72,863,032	19,689,334	4,689,038	349,837,586
通勤災害	補償	R 3	69,712,163	9,236,698	3,655,383	5,901,496	88,505,740
		R 4	51,735,548	36,627,955	3,686,439	3,968,856	96,018,798
	福祉事業	R 3	15,375,907	1,062,150	731,066	796,600	17,965,723
		R 4	9,333,024	1,034,449	718,883	824,600	11,910,956
	計	R 3	85,088,070	10,298,848	4,386,449	6,698,096	106,471,463
		R 4	61,068,572	37,662,404	4,405,322	4,793,456	107,929,754
合計	補償	R 3	227,103,810	49,975,467	19,439,818	18,710,397	315,229,492
		R 4	210,192,867	82,572,432	20,705,390	7,757,153	321,227,842
	福祉事業	R 3	62,125,610	29,328,597	6,377,441	1,974,066	99,805,714
		R 4	103,471,887	27,953,004	3,389,266	1,725,341	136,539,498
	計	R 3	289,229,420	79,304,064	25,817,259	20,684,463	415,035,206
		R 4	313,664,754	110,525,436	24,094,656	9,482,494	457,767,340
	対前年比		24,435,334	31,221,372	△ 1,722,603	△ 11,201,969	42,732,134
増減率		8.4%	39.4%	-6.7%	-54.2%	10.3%	

**(第2図 収支率の推移)**



※ 収支率 = 給付費 (=補償+福祉事業) ÷ 負担金

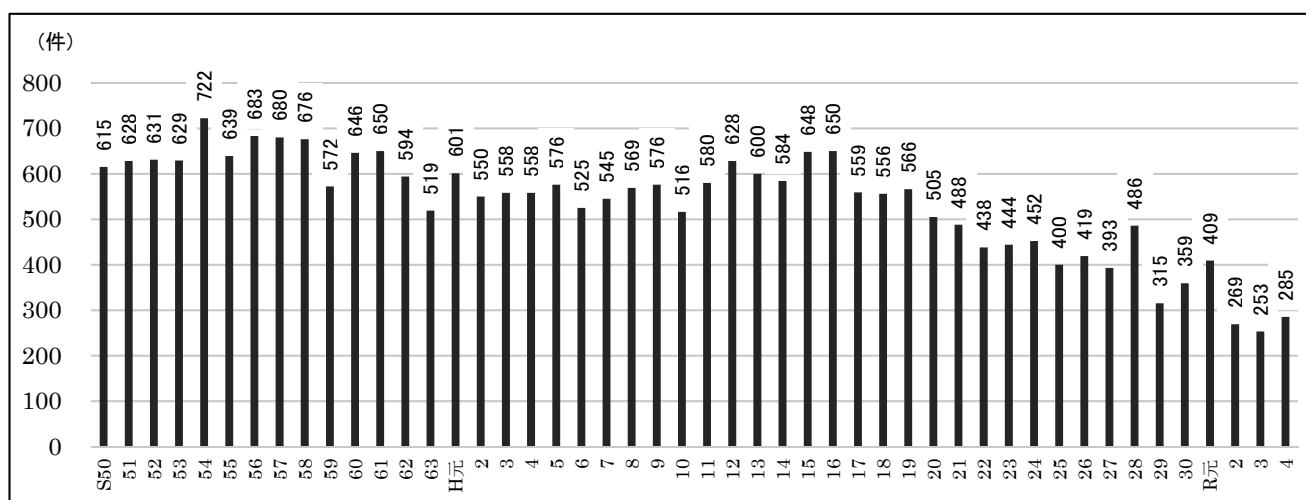
## 2 公務災害の状況

### 令和4年度の公務上災害の認定件数は285件です

公務上災害の認定件数の推移は、第3図のとおりであり、令和4年度は285件となっています。昭和55年以降は概ね年間600件程度で推移していましたが、近年は300件から400件程度となっています。

令和4年度の認定件数は前年度に比べ、警察職員で32件、義務教育学校職員以外の教育職員で18件、それぞれ増加するなど、支部全体では過去2年間続いていた減少傾向が一転して大幅な増加となりました。令和5年度以降、訓練やイベント等が再開される中でさらに増加することが懸念されますので、それぞれの職務の特性に応じた公務災害防止に努めましょう。

(第3図 公務上災害認定件数の推移)



## 死亡事案の根絶を目指して！

### 令和4年度の死亡事案の認定件数は0件です

令和4年度は0件でしたが、令和2年度から令和3年度にかけて2年連続で死亡事案が発生しています。うち1件は、高所作業中の転落事故によるものです。これまでから同様の負傷事案はたびたび発生しておりますが、不幸にも死亡に至ったものです。

いまだに、イスや机などを踏み台にして転落する事案が後を絶ちません。また、転落による被災の多くは、ヘルメットや安全帯を着用していないなど安全確保が不十分な状態であり、死亡していてもおかしくなかったものです。

今一度、各職場における作業実態を確認いただき、ヒヤリハットを無視することなく、法令に定められている以上の安全対策を徹底してください。

<第6表>最近10年間の死亡事案原因内訳

死亡原因	件数	教育職員	警察職員	その他
交通事故	2	2	0	0
その他	5	2	1	2
計	7	4	1	2

※ いずれも公務上に認定されたもの  
(通勤該当を含まない)

年間平均で、職員1,000人あたり7.2人が被災しています

特に、教育委員会所属の職員は増加傾向にあります

団体別（府は任命権者別）の認定件数及び認定千人比は、第7表及び第8表のとおりです。警察本部の認定千人比が大幅な減少傾向にある一方、教育委員会の千人比はここ5年間で増加傾向にあります。

<第7表> 令和4年度の公務上災害職種別、団体別認定件数

職 種	団体の種類					計
	府	市町村等			計	
		知事部局等	教育委員会	警察本部		
義務教育学校職員	53	0	53	0	0	53
義務教育学校職員 以外の教育職員	48	0	48	0	13	61
警 察 職 員	73	0	0	73	0	73
消 防 職 員	0	0	0	0	14	14
電気・ガス・水道 事業職員	1	1	0	0	2	3
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	3	3
船 員	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	20	20	0	0	58	78
計	195	21	101	73	90	285

<第8表> 年度別、団体別公務上災害認定件数及び千人比

年 度		団体の種類				市町村等	計
		府	市町村等				
			知事部局等	教育委員会	警察本部		
平30	認定件数	231	21	79	131	128	359
	千人比	64.3%	5.8%	22.0%	36.5%	35.7%	100.0%
令 1	認定件数	291	26	108	157	118	409
	千人比	71.1%	6.4%	26.4%	38.4%	28.9%	100.0%
令 2	認定件数	170	19	85	66	99	269
	千人比	63.2%	7.1%	31.6%	24.5%	36.8%	100.0%
令 3	認定件数	148	21	86	41	105	253
	千人比	58.5%	8.3%	34.0%	16.2%	41.5%	100.0%
令 4	認定件数	195	21	101	73	90	285
	千人比	68.4%	7.4%	35.4%	25.6%	31.6%	100.0%

※ 職員数については、確定負担金払込職員数による

## 消防職員が、全国と比べて特に高い認定比率となっています

基金京都府支部における職種別の認定千人比を全国状況と比較すると、第9表及び第4図のとおり、大半の職種について全国平均より下回る比率となっています。令和4年度については、義務教育学校職員以外の教育職員、消防職員及び電気・ガス・水道事業職員が全国と比べて高い比率となりました。

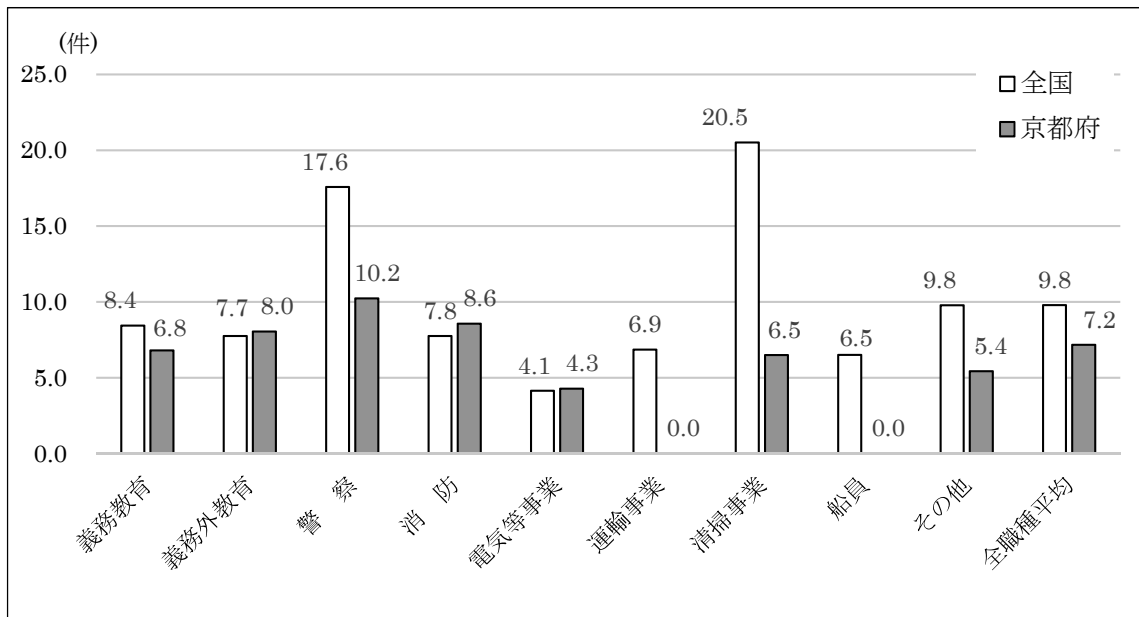
平成30年度以降の推移をみると、義務教育学校職員の認定千人比が増加を続けているほか、義務教育学校職員以外の教育職員及び電気・ガス・水道事業職員も増加傾向にあります。

<第9表> 年度別、職種別公務上災害認定千人比

(件)

職種	年度					全国
	平30	令1	令2	令3	令4	令4
義務教育学校職員	4.8	6.3	6.0	6.7	6.8	8.4
義務教育学校職員以外の教育職員	5.8	7.7	6.2	5.7	8.0	7.7
警察職員	18.4	22.1	9.3	5.7	10.2	17.6
消防職員	8.7	12.5	6.8	9.2	8.6	7.8
電気・ガス・水道事業職員	2.6	5.3	9.6	0.0	4.3	4.1
運輸事業職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9
清掃事業職員	19.8	18.1	24.7	19.5	6.5	20.5
船員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5
その他の職員	8.5	7.9	5.6	6.5	5.4	9.8
全職種平均	9.1	10.3	6.8	6.4	7.2	9.8

(第4図 職種別公務上災害認定の千人比全国比較)





## 負傷の大半は、通常の職務遂行中に発生しています

令和4年度の公務上災害認定事案を災害発生時の態様別にみると、第10表及び第5図のとおり、どの職種においても通常の職務遂行中の負傷が多数を占め、計195件となっています。

公務災害は、必ずしも特殊な状況、特殊な環境で発生するものではなく、日常の職務環境を注意深く観察（危険予知）し行動する（事前回避）ことで、事故、負傷の発生を防ぐことができます。

このほか、特徴的な傾向として、警察職員の訓練中の負傷が多く発生しています。災害発生様態について職種ごとの特徴を踏まえ、具体的な災害防止策を講じることが必要です。

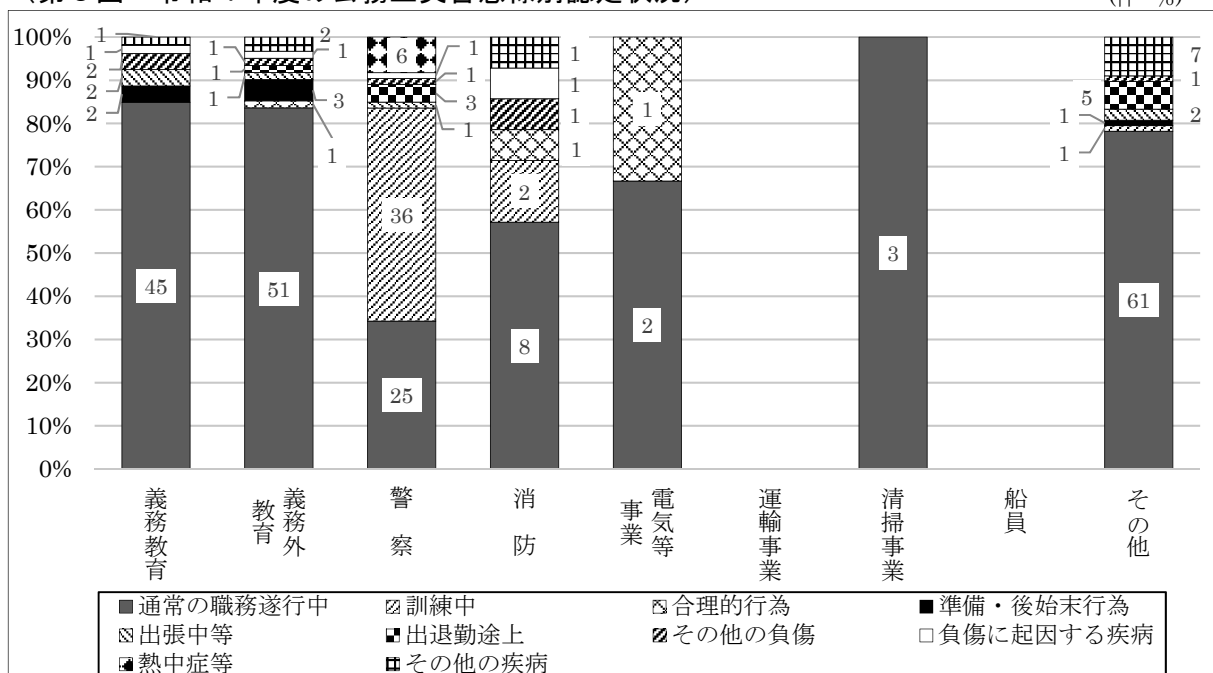
<第10表> 令和4年度の公務上災害 職種別、態様別認定件数

(件)

職種	負傷の場合										疾病の場合			計	うち死亡			
	通常の職務遂行中	臨時の職務遂行中		合理的行為	準備行為又は後始末行為	出張中等	出退勤途上	レクリエーション参加中	設備の不完全等	その他	小計	負傷に起因する疾病	熱中症等			その他	小計	
義務教育学校職員	45		2		2	2					51	1		1	2	53	0	
義務教育学校職員以外の教育職員	51		1	1	3	1	1				58	1		2	3	61	0	
警察職員	25	36	1			1	3				66	1	6		7	73	0	
消防職員	8	2	1	1							12	1		1	2	14	0	
電気・ガス・水道事業職員	2			1							3				0	3	0	
運輸事業職員											0				0	0	0	
清掃事業職員	3										3				0	3	0	
船員											0				0	0	0	
その他の職員	61	1	1		1	2	5				71			7	7	78	0	
計	195	39	6	3	6	6	9	0	0	0	264	4	6	11	21	285	0	
構成割合 (%)	73.9	14.8	2.3	1.1	2.3	2.3	3.4	0.0	0.0	0.0	92.6	19.0	28.6	52.4	7.4	100.0	0.0	
参考 R3年度	件数	190	12	0	4	4	7	15	0	1	0	233	5	1	14	20	253	2
	構成割合 (%)	81.5	5.2	0.0	1.7	1.7	3.0	6.4	0.0	0.4	0.0	92.1	25.0	5.0	70.0	7.9	100.0	0.8

(第5図) 令和4年度の公務上災害態様別認定状況

(件・%)



## 被災職員自身の不注意による負傷が全体の6割以上を占めています

### 慣れ、注意散漫、確認不足、手順の省略は、事故につながります

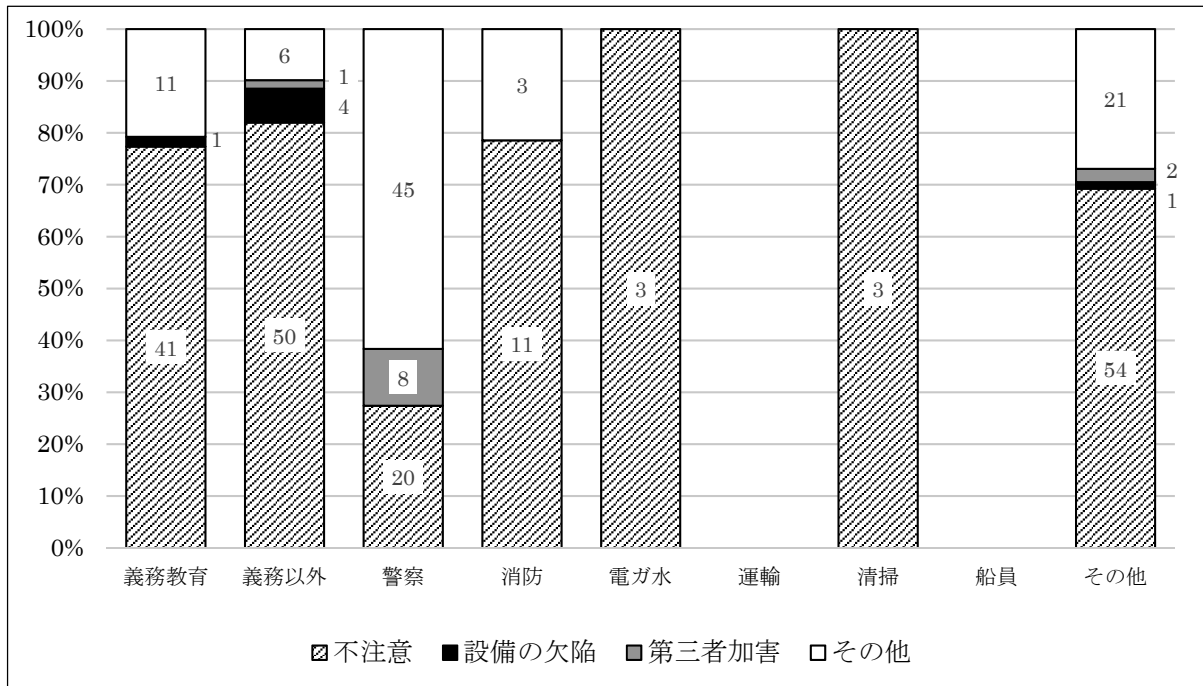
令和4年度の公務上災害認定事案を災害発生の原因別にみると、第11表及び第6図のとおり、不注意が182件と全体の6割以上を占めており、その他86件についても、教育職員の生徒・児童指導中や体育・部活指導中の負傷、警察職員の訓練中の負傷、医療関係者の患者対応中の負傷などですが、準備不足や不注意などが含まれている事案も少なくありません。

また、第三者加害行為の中には被災職員の過失割合の高い事故等も含まれ、少しの注意でかなりの災害を未然に防止できるものと考えられます。

<第11表> 令和4年度の公務上災害原因別・職種別認定件数

原因	構成割合	職種別内訳									計
		義務教育 学校職員	義務教育 学校職員 以外の教 育職員	警察職員	消防職員	電気・ ガス・ 水道事業	運輸事業	清掃事業	船員	その他の 職員	
不注意	63.9%	41	50	20	11	3	0	3	0	54	182
設備の 欠陥	2.1%	1	4	0	0	0	0	0	0	1	6
第三者 加害	3.9%	0	1	8	0	0	0	0	0	2	11
その他	30.2%	11	6	45	3	0	0	0	0	21	86
計	100.0%	53	61	73	14	3	0	3	0	78	285

(第6図 令和4年度の公務上災害原因別・職種別認定状況)



## 警察職員では若年層、知事部局等ではベテラン層に被災が集中しています

令和4年度の公務上災害認定事案を被災時の年齢別にみると、第12表及び第7図のとおり、全体では若年層からベテラン層までまんべんなく被災しています。

団体の種類別での特徴としては、警察職員で20歳代に被災が集中していることがわかります。これは、警察職員の訓練が若年者を中心に行われているほか、業務に不慣れなこと等による影響が大きいと考えられ、該当する職種・年齢層にある職員には、より一層の注意が求められます。

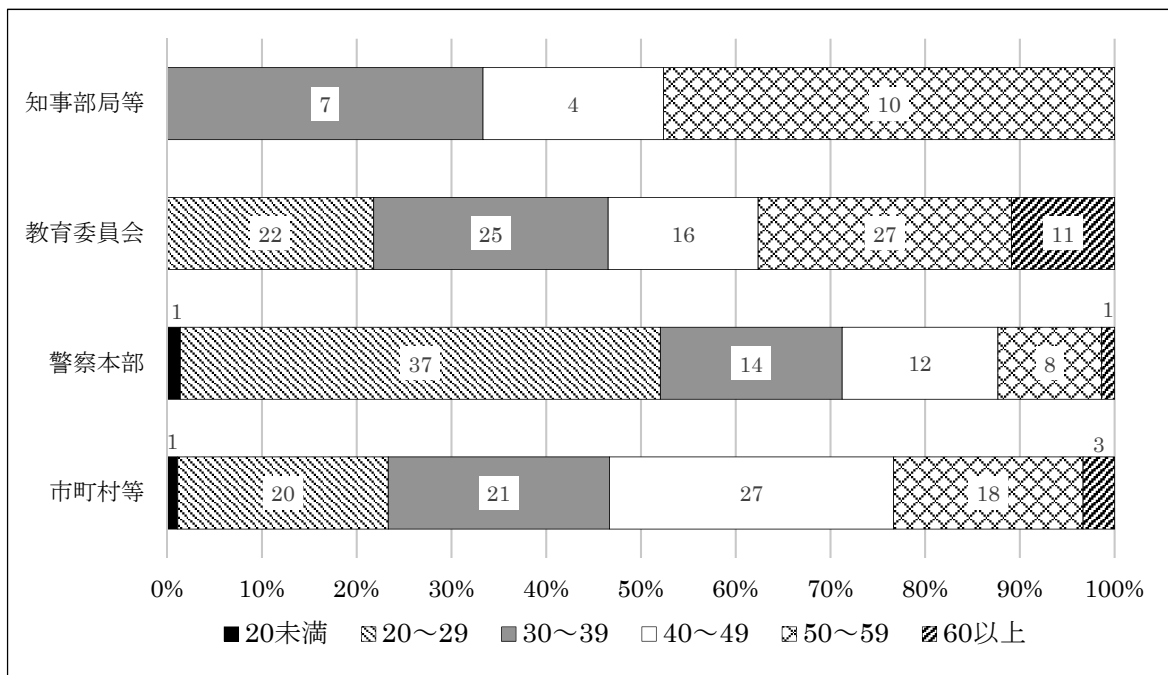
また、知事部局等では50歳代の被災が最多となっています。全体では、再任用職員の増加等に伴い60歳以上の被災も発生しており、慣れによる不注意や年齢的要素による体力低下、基礎疾患等にも留意して業務にあたる必要があります。

<第12表> 令和4年度の団体別、年齢別公務上災害認定件数

年 齢	構成割合	団体の種類					(件)	
		府	市町村等			計		
			知事部局等	教育委員会	警察本部			
20未満	0.7%	1	0	0	1	1	2	
20～29	27.7%	59	0	22	37	20	79	
30～39	23.5%	46	7	25	14	21	67	
40～49	20.7%	32	4	16	12	27	59	
50～59	22.1%	45	10	27	8	18	63	
60以上	5.3%	12	0	11	1	3	15	
計	100.0%	195	21	101	73	90	285	

(第7図) 令和4年度の団体別、年齢別公務上災害認定状況 (構成比)

(件・%)



## 知事部局等では、約2件に1件が「不注意」による被災です

令和4年度の知事部局等職員の公務上災害認定件数は21件で昨年度と同数であり、その半数は不注意によるものです。カッターやハサミなどの使い慣れた道具を使用する際にも、手を十分に確認するとともに、手袋を着用するなど受傷防止に努めてください。

部局別では、健康福祉部が11件（うち10件は病院）で最も多く、次いで農林水産部が4件、建設交通部が3件となっています。公務災害が多発する所属に偏りがみられるほか、感染症やハチ刺されなども発生していますので、業務の特性に応じた防止策を検討しましょう。

## 教育委員会では、作業中の負傷が多発しています

### イスや机を踏み台にしないで！

令和4年度の教育職員（府教育委員会）の公務上災害認定件数は101件で、昨年度に比べ15件増加しています。

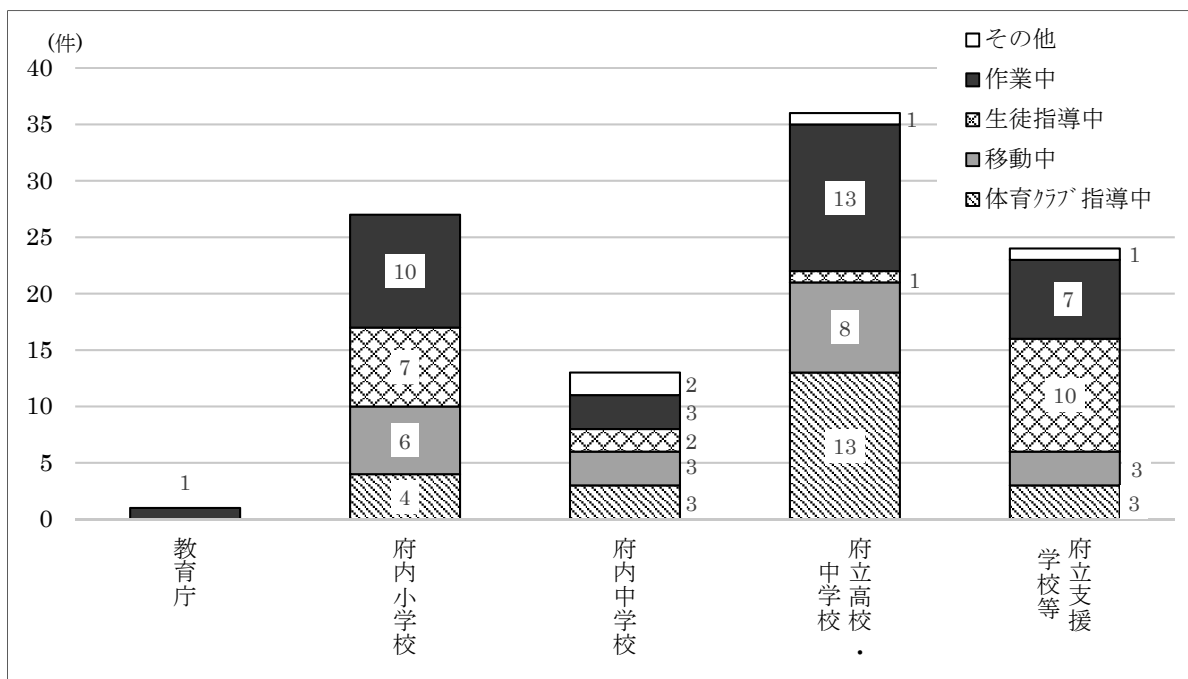
災害発生の内訳を学校別にみると、府内小学校27件、府内中学校13件、府立高等学校・中学校36件、府立支援学校等24件となっています。前年度と比べると、府立高等学校・中学校が23件から13件増加しています。

態様別にみると、作業中の災害が34件で最も多く、次いで体育・クラブ指導中23件、移動中20件、生徒指導中20件となっています。

作業中と移動中の災害で全体の半分以上を占めていますが、ほとんどが被災職員自身の注意で防げたものと考えられます。また、体育・クラブ指導に際しては、教員自身も十分な準備運動を行うよう心がけるとともに、自身の身体能力等の状態を正確に把握し、事故防止に努めてください。

教育委員会では、未だに椅子等を踏み台に作業をして転落する事案が発生しています。死亡事故につながる危険な行為であることを全職員が認識するよう具体的な対策を講じてください。施設の瑕疵によると考えられる事案も発生していますので、各所属においてヒヤリハットを把握し、先手先手で対策を講じることで公務災害防止に努めましょう。

（第8図 令和4年度の教育職員公務上災害 所属校別、被災様態別 内訳）



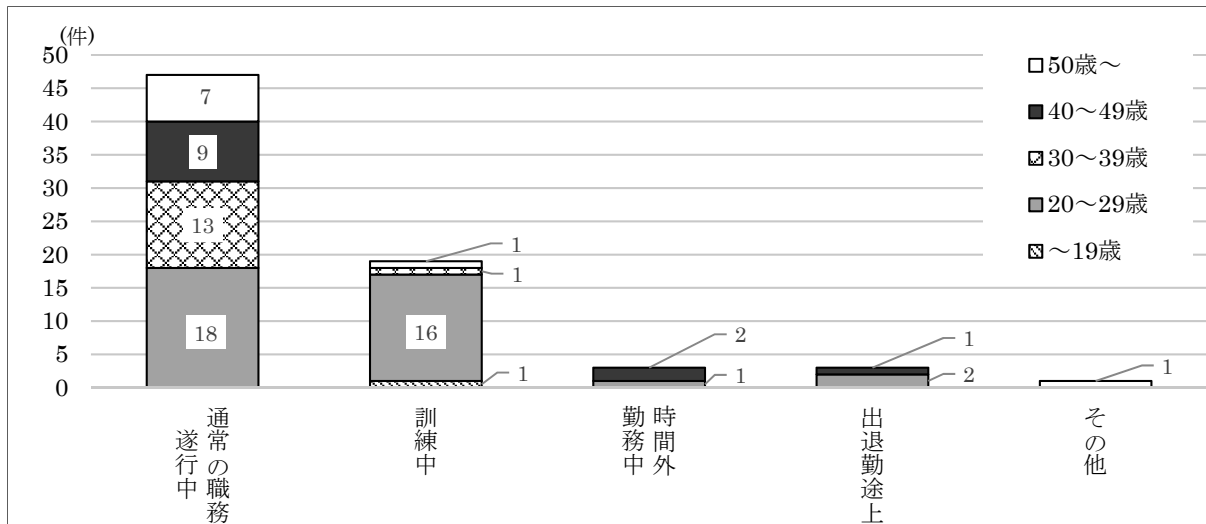
## 警察職員では、被災件数が昨年度に比べ大幅に増加しました

### 若手の職務中・訓練中の被災に、特に注意してください

令和4年度の警察職員の公務上災害認定件数は73件で、昨年度の41件から大幅に増加し、令和2年度（66件）と比べても7件の増加となっています。

様態別認定件数の年齢構成をみると、通常の職務遂行中の被災は39歳以下が7割近くを占め、訓練中の被災は9割が29歳以下となっています。年代により被災様態に偏りがあることを踏まえて再発防止策を講じるよう努めてください。

（第9図 令和4年度の警察職員公務上災害 被災様態別内訳）



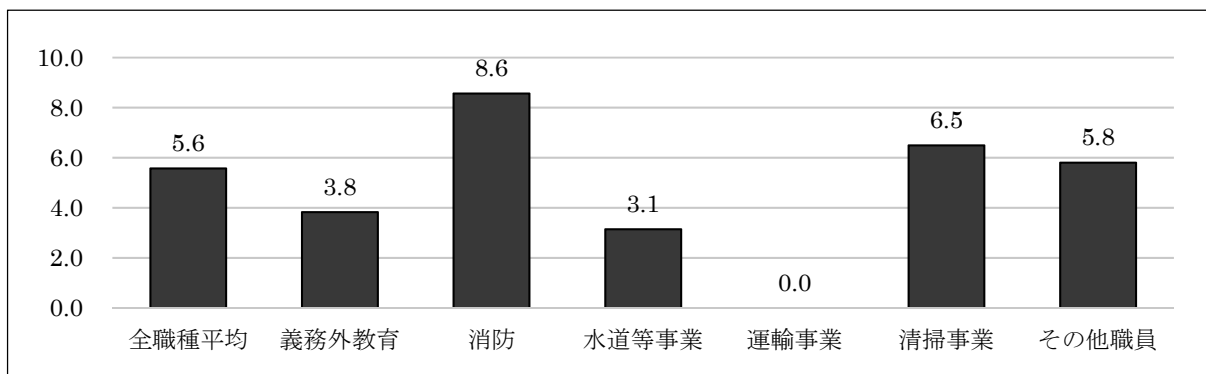
### 市町村等職員（一部事務組合、財産区含む）では、不注意による被災が多発しています

令和4年度の市町村等職員（一部事務組合、財産区等を含む）の公務災害の認定件数は90件で、職種別にみると、その他の職員が58件と最も多く、次いで消防職員14件、義務教育学校職員以外の教育職員13件、清掃事業職員3件、電気・ガス・水道事業職員2件となっています。

全体のうち23件が「その他の一般事務関係職」の被災ですが、8割以上が、荷物に躓いたり階段を踏み外したりするなど不注意に起因するものです。次いで、全体のうち17件が「看護師」及び「その他の医療技術者」ですが、確認不足による針刺しや転倒など被災職員自身の不注意で発生したものが多数見受けられます。

職種別公務上災害認定千人比では、消防職員の発生率が高くなっています。

（第10図 市町村等職員（一部事務組合、財産区含む）の職種別公務上災害認定 千人比）



### 3 公務災害補償等支給状況

公務災害補償の総額は、約2億2,500万円(前年度比 約150万円減)です

令和4年度の補償の件数(同一災害について同一人に支払われたものは、1件とみる。)及び補償額をみると、第13表のとおり、357件225,209千円で、前年度に比べて、件数は61件の減少、金額では1,515千円の減少となっています。

<第13表> 公務災害に係る補償件数及び金額

年度	補償区分 (件、円)									
	療養補償		障害補償 年金・一時金		遺族補償 年金・一時金		その他の補償		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平30	415	133,479,875	18	38,697,957	38	92,387,050	1	743,150	472	265,308,032
令1	416	140,091,857	21	42,506,257	32	85,557,190	2	1,144,224	471	269,299,528
令2	362	125,415,330	21	41,416,620	33	84,583,045	2	4,232,760	418	255,647,755
令3	363	96,419,781	18	39,040,694	34	88,903,837	3	2,359,440	418	226,723,752
令4	294	59,554,669	25	63,573,160	36	100,312,595	2	1,768,620	357	225,209,044
対前年比	△69	△36,865,112	7	24,532,466	2	11,408,758	△1	△590,820	△61	△1,514,708

令和4年度の補償の種類別件数及び金額等は、第14表及び第11図のとおり、療養補償が294件と補償件数の8割以上を占め、補償額でも59,555千円と全体の4分の1以上を占めています。また、遺族補償年金・一時金が36件100,313千円、障害補償年金・一時金が25件63,573千円となっています。前年度と比較すると、療養補償については件数及び金額のいずれも減少した一方で、障害補償及び遺族補償については、いずれも増加しています。

公務災害補償は、療養補償並びに障害補償及び遺族補償の年金等を補償の根幹としていますが、「療養補償」が災害発生の度に医療機関等へ療養費を支払うものとして公務災害認定の動向に連動しているのに対し、「障害補償年金」及び「遺族補償年金」は過去に被災した職員又は遺族に対し定期的に年金を支給するもので固定的性質があります。全補償額に占める年金の割合は、令和4年度で6割近くを占めています。

また、1件あたりの補償額では、遺族補償が2,786千円、障害補償が2,543千円、療養補償が203千円となっています。

職種別にみると、補償総額では、警察職員が一番多く87,265千円と約4割を占め、次いで義務教育学校職員以外の教育職員の49,222千円となっています。補償件数では、その他職員が最多の104件、次いで警察職員の87件となっています。

## 解説

### 主な補償の種類と内容

療養補償：傷病が治ゆ(症状固定)するまでの間、診察や薬剤の支給など必要な療養を行うための費用を支給する。

障害補償：傷病が治ゆ(症状固定)した後に、障害等級表(第1級～第14級)に定める障害が残存した場合に、第7級以上の場合は年金を、第8級以下の場合には一時金を支給する。

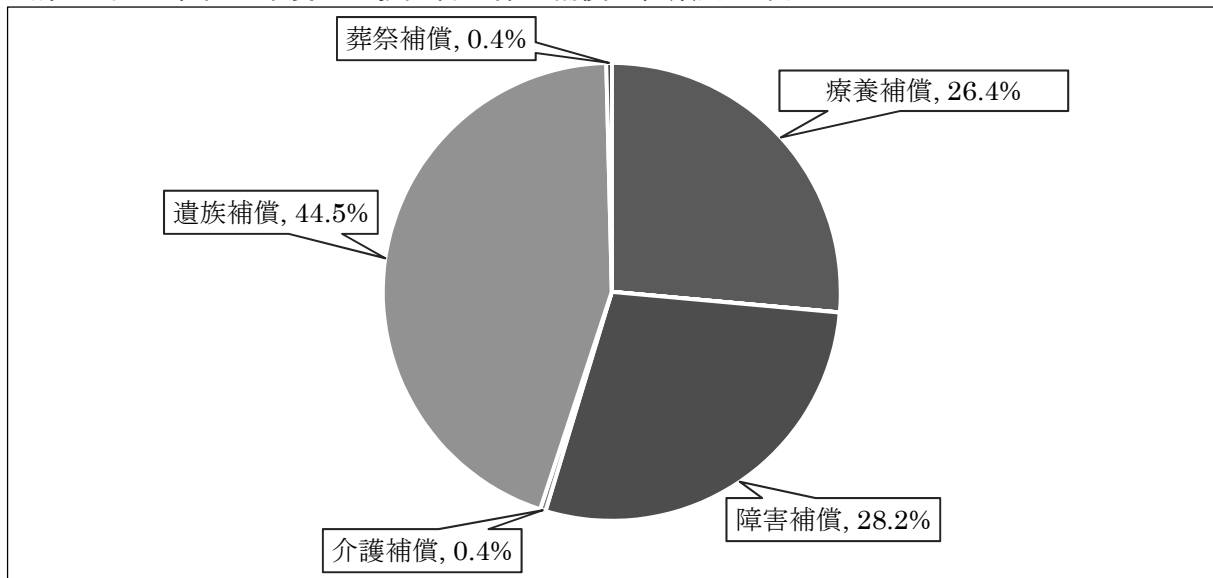
遺族補償：公務又は通勤により死亡した職員の遺族(生計維持関係のある特定の親族)に年金を支給する。

<第14表> 令和4年度の公務災害に係る補償の種類別、職種別件数及び金額

職 種	補 償 区 分 (件、円)											
	療養補償		休業補償		傷病補償年金		障害補償				小計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	年金		一時金			
件数							金額	件数	金額	件数	金額	
義務教育学校職員	57	7,948,368	0	0	0	0	3	10,757,724	2	2,987,540	5	13,745,264
義務教育学校職員以外の教育職員	65	12,235,836	0	0	0	0	2	2,685,500	1	2,434,491	3	5,119,991
警 察 職 員	62	22,100,651	0	0	0	0	5	12,212,099	3	9,236,124	8	21,448,223
消 防 職 員	9	394,044	0	0	0	0	3	6,707,600	0	0	3	6,707,600
電気・ガス・水道事業職員	1	160,968	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃事業職員	6	111,648	0	0	0	0	2	4,321,000	0	0	2	4,321,000
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員	94	16,603,154	0	0	0	0	3	9,183,341	1	3,047,741	4	12,231,082
計	294	59,554,669	0	0	0	0	18	45,867,264	7	17,705,896	25	63,573,160
構成割合	26.4%		0.0%		0.0%		20.4%		7.9%		28.2%	

職 種	補 償 区 分 (件、円)											構成割合	
	介護補償		遺族補償				葬祭補償		計				
	件数	金額	年金		一時金		小計		件数	金額	件数		金額
件数			金額	件数	金額	件数	金額						
義務教育学校職員	0	0	1	2,279,950	0	0	1	2,279,950	0	0	63	23,973,582	10.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	0	0	7	16,464,950	1	14,529,000	8	30,993,950	1	871,740	77	49,221,517	21.9%
警 察 職 員	0	0	17	43,715,754	0	0	17	43,715,754	0	0	87	87,264,628	38.7%
消 防 職 員	0	0	2	6,124,150	0	0	2	6,124,150	0	0	14	13,225,794	5.9%
電気・ガス・水道事業職員	0	0	2	4,835,400	0	0	2	4,835,400	0	0	3	4,996,368	2.2%
運輸事業職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
清掃事業職員	0	0	1	957,241	0	0	1	957,241	0	0	9	5,389,889	2.4%
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他の職員	1	896,880	5	11,406,150	0	0	5	11,406,150	0	0	104	41,137,266	18.3%
計	1	896,880	35	85,783,595	1	14,529,000	36	100,312,595	1	871,740	357	225,209,044	100.0%
構成割合	0.4%		38.1%		6.5%		44.5%		0.4%		100.0%		

(第11図 令和4年度の公務災害に係る補償の種類別比率)



## 教育職員、警察職員で重傷者の割合が高い傾向

最も件数が多く、通常、すべての被災職員に対して支給することとなる療養補償について、職種別に分析したものが第15表です。傷病の軽重の程度は、1件当たりの療養補償費から推定することができますが、これを職種別にみると、警察職員が356千円、義務教育学校職員以外の教育職員が188千円、その他の職員が177千円と、他の職種に比べて重傷の傷病者が多く発生する傾向にあります。

また、構成員1人当たりの療養補償費を職種別にみた場合、最も高いのが警察職員で職員1人当たり3.1千円、次いで義務教育学校職員以外の教育職員で職員1人当たり1.6千円となっており、発生率及び重傷度の高い職種であることがわかります。

さらに、療養補償費を負担金で除したものを療養補償収支率といますが、この数値が高いほど、負担金に占める療養補償の割合が高く、補償の収支を逼迫させる原因となっていることになり、メリット制における増減率悪化の可能性が高いことを示しています（メリット制は平成22年度から都道府県・政令市等に導入）。

療養補償収支率を職種別にみると、義務教育学校職員以外の教育職員が22.3%と他の職種と比べて高くなっており、公務災害発生の防止等の対策が課題となっています。

<第15表> 令和4年度の職種別療養補償金額 及び 療養補償収支率

職 種	区 分 (円)		
	1 件 当 たり 療 養 補 償	構 成 人 員 1 人 当 たり 療 養 補 償	療 養 補 償 収 支 率
義務教育学校職員	139,445	1,020	18.9%
義務教育学校職員 以外の教育職員	188,244	1,615	22.3%
警 察 職 員	356,462	3,098	11.0%
消 防 職 員	43,783	241	1.5%
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	160,968	229	2.2%
運 輸 事 業 職 員	0	0	0.0%
清 掃 事 業 職 員	18,608	242	0.9%
船 員	0	0	0.0%
そ の 他 の 職 員	176,629	1,155	18.2%
全職種平均	202,567	1,499	13.7%
令和3年度 全職種平均	265,619	2,426	22.1%

※ 療養補償収支率 = 療養補償費 / 負担金



## 公務災害の福祉事業の総額は約1億2500万円です

福祉事業の実施状況は、第16表のとおりであり、令和4年度の給付額は124,629千円でした。福祉事業には、補装具、アフターケアなど、被災職員の円滑な社会復帰を促進するための制度と、特別支給金、特別援護金など障害補償年金や遺族補償年金等に付加して資金を給付する制度があり、大半は年金や一時金等の補償への付加的給付となっています。

＜第16表＞ 年度別公務災害に係る福祉事業の実施状況

区 分	年 度 (件、円)										
	平 3 0		令 1		令 2		令 3		令 4		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
外科後処置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補装具	1	163,938	0	0	0	0	0	0	0	0	
リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフターケア	3	694,565	1	455,006	2	788,308	2	735,080	2	764,550	
休業援護金	0	0	1	111,848	0	0	0	0	0	0	
奨学援護金	1	216,000	1	216,000	1	216,000	2	342,000	3	1,286,000	
傷病特別支給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害特別支給金	年金	0	0	1	1,590,000	0	0	0	0	2	6,000,000
	一時金	2	470,000	4	810,000	4	320,000	5	1,340,000	7	1,530,000
遺族特別支給金	年金	0	0	0	0	0	0	2	6,000,000	1	3,000,000
	一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,000,000
障害特別援護金	年金	0	0	1	4,850,000	0	0	0	0	2	29,200,000
	一時金	2	2,400,000	4	4,200,000	4	1,800,000	5	6,800,000	7	7,850,000
遺族特別援護金	年金	0	0	0	0	0	0	2	37,200,000	1	18,600,000
	一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18,600,000
傷病特別給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害特別給付金	年金	17	7,432,712	18	9,030,874	18	7,842,432	18	7,727,923	19	9,974,980
	一時金	2	622,675	4	1,220,822	4	592,489	5	2,789,014	7	3,497,651
遺族特別給付金	年金	39	19,103,515	33	17,753,261	34	17,561,725	35	18,905,974	36	18,419,561
	一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,905,800
計	67	31,103,405	68	40,237,811	67	29,120,954	76	81,839,991	90	124,628,542	

## 解 説

### 福祉事業とは？

基金は、公務災害又は通勤災害を受けた職員等の福祉に関して必要な事業を行うよう努めなければならないこととされています。(地公災法第47条)

福祉事業は、補償による定型的な金銭給付だけでは、必ずしも十分に被災職員等の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ないと考えられる場合に基金が行う施策です。

主な福祉事業の概要は以下のとおりとなっていますが、これらは、民間の労働者災害保険制度や国家公務員災害補償制度とほぼ同等の制度となっています。

補装具： 障害等級に該当する職員に義肢、義眼等の補装具を支給する。

アフターケア： 傷病が治癒した職員のうち、一定の障害、特定の傷病を有する者について、診察、検査等の費用を支給する。

特別援護金、特別支給金及び特別給付金：

休業補償、傷病補償、障害補償及び遺族補償の受給者に対し、見舞金、学費の支弁、生活の援護等の趣旨で、補償に加えてそれぞれ一定金額を支給する。

## 4 通勤災害の状況

### 令和4年度の通勤災害の認定件数は54件です

通勤災害該当として認定した件数の推移は、第17表及び第12図のとおりであり、令和4年度は54件で昨年度に比べ14件増加しました。

最近の傾向として、自転車や自動二輪（原付含む）での事故が増加しており、これらによる事故は重傷化しやすいことから、事故防止に向けた取組が不可欠です。

通勤災害補償制度は、昭和48年の法改正により公務遂行下でない通勤途中の災害についても補償の対象とされたもので、近年は毎年40件から50件程度で推移しています。

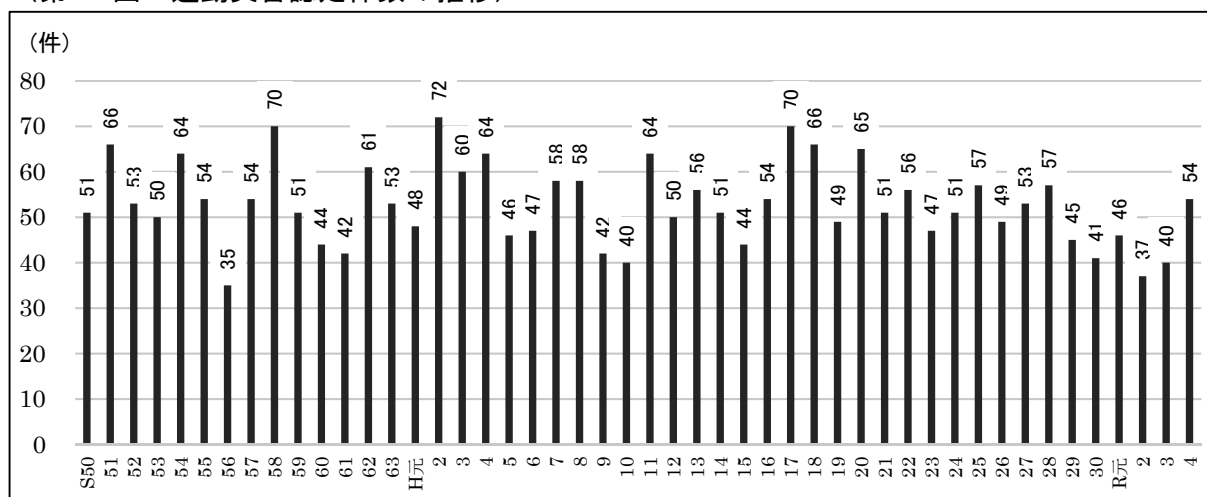
また、令和4年度に認定した通勤災害を職種別にみると、第17表のとおり、その他の職員が23件で半数近くを占めています。また、直近5年間の推移について、義務教育学校職員及び義務教育学校職員以外の教育職員の件数が、令和4年度に急増しています。

<第17表> 年度別、職種別通勤災害認定状況

職 種	年 度 (件)						
	平30	令1	令2	令3	令4	構成割合	千人比
義務教育学校職員	1	3	2	2	10	18.5%	1.28
義務教育学校職員 以外の教育職員	4	3	3	4	9	16.7%	1.19
警 察 職 員	6	11	12	12	11	20.4%	1.54
消 防 職 員	1	2	2	1	0	0.0%	0.00
電気・ガス・水道 事 業 職 員	0	0	1	0	1	1.9%	1.42
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0.0%	0.00
清 掃 事 業 職 員	1	0	1	0	0	0.0%	0.00
船 員	0	0	0	0	0	0.0%	0.00
そ の 他 の 職 員	28	27	16	21	23	42.6%	1.60
計	41	46	37	40	54	100.0%	1.36

※ 通勤災害非該当の事案を除く

(第12図 通勤災害認定件数の推移)



## バイク(自動二輪・原付)及び自転車運転時の事故が多発しています

通勤災害の態様別認定状況をみると、第18表のとおり、出勤途上の被災が7割を占めています。

災害発生時の通勤手段をみると、バイク・原付利用が19件、自転車利用が15件、徒歩が12件となっています。事故の相手方については、相手方なしの被災が45件であり、8割以上がいわゆる自損事故となっています。

二輪の乗り物(バイクや自転車)は、機動性が高く便利な反面、非常に転倒しやすく、降雨や路面凍結などにより自損事故を起こしやすい乗り物です。また、他の交通手段と比較して事故時に重傷を負う可能性が極めて高い一面もあります。

公共交通機関の利用を基本とし、交通事情等によりバイクや自転車を利用する場合は、交通ルールを遵守した安全な運転を心がけてください。また、路面凍結等により安全な運行ができないことが予想される場合は、他の手段により通勤いただくようお願いします。

なお、相手方がない場合の災害発生状況は、路面状況等によるものが28件であり、そのうち17件が徒歩等によるものです。令和4年度は特定の日に被災が集中しており、1月下旬の大雪が影響したと考えられます。

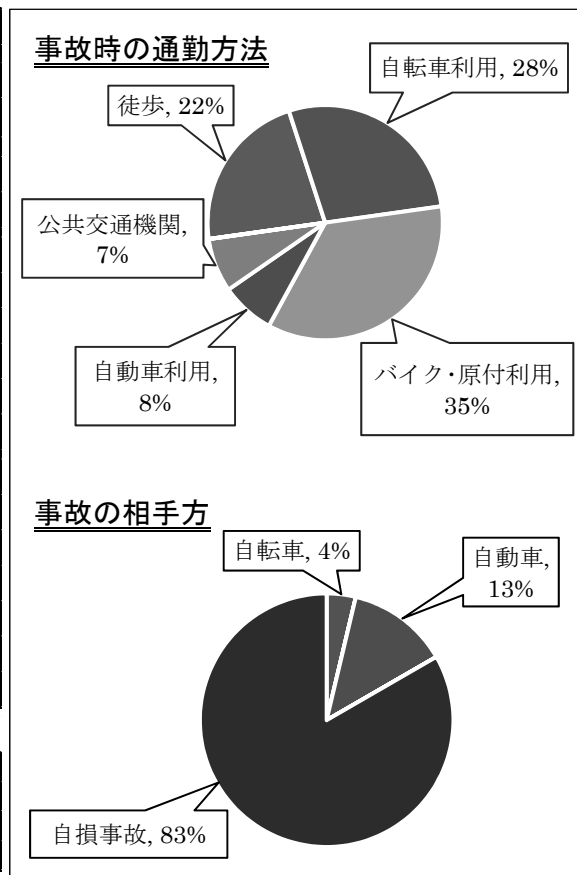
<第18表> 通勤災害の態様別認定状況

様 態 区 分		年 度 (件)			
		令 3	令 4	構成割合	
通勤災害の件数		40	54	100.0%	
出退勤別	出勤途上	32	38	70.4%	
	退勤途上	8	16	29.6%	
事故発生時の通勤方法	徒歩	12	12	22.2%	
	自転車利用	8	15	27.8%	
	バイク・原付利用	15	19	35.2%	
	自動車利用	2	4	7.4%	
	公共交通機関	3	4	7.4%	
	その他	0	0	0.0%	
事故の相手方	相手方あり	歩行者	0	0	0.0%
		自転車	0	2	3.7%
		バイク	1	0	0.0%
		自動車	3	7	13.0%
		公共交通機関	0	0	0.0%
		その他	1	0	0.0%
	相手方なし	35	45	83.3%	

(参考) 相手方がない場合の通勤方法と事故原因

	バイク	自転車	徒歩等
路面状況等による自損	5	6	17
事故回避行動に起因する転倒等	4	0	0
その他(操作ミスや整備不良等)	8	5	0

(第13図) 通勤災害の態様別認定状況



### 冬場の転倒に注意!

寒い時期の徒歩や二輪による転倒事故が相次いでいます。路面は気温3℃以下で凍結するとされていますので、最低気温等を確認し安全な手段で外出しましょう。

リュックなどで常に両手を使える状態にするとともに、なるべく厚手の服を着用することで、万が一転倒した場合でも大怪我につながりにくくなります。

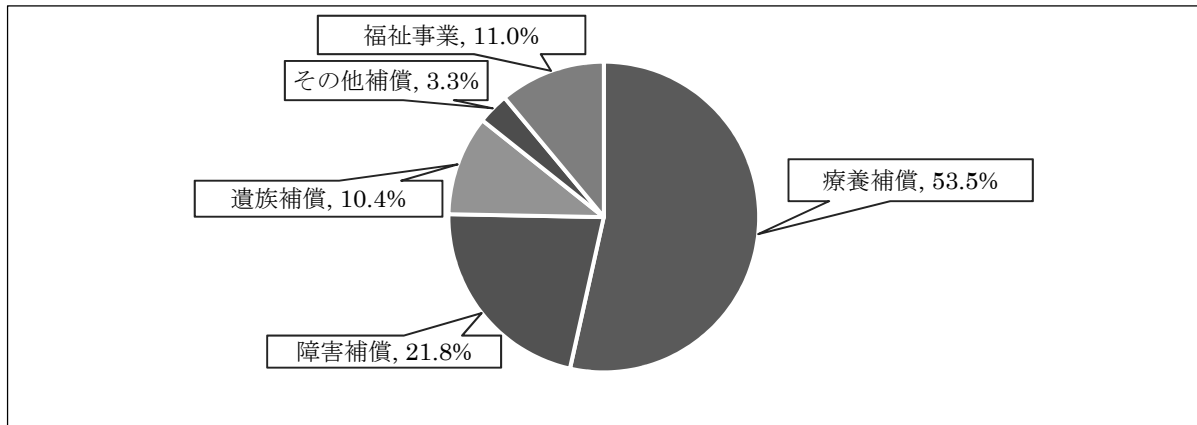
## 通勤災害の補償は約9,602万円、福祉事業は約1,191万円です

令和4年度に基金京都府支部が行った通勤災害に係る補償は、第19表及び第14図のとおり、療養補償、障害補償及び遺族補償等であり、補償総額は、63件96,019千円、また、福祉事業は総額で21件11,911千円となっています。

＜第19表＞ 令和4年度の通勤災害に係る補償の種類別、職種別件数及び金額  
並びに福祉事業の実施状況

職 種	区 分 (件、円)													
	療養補償		障害補償 年金・一時金		遺族補償 年金・一時金		その他の補償		小 計		福祉事業		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
義務教育学校職員	5	333,059	1	2,989,100	0	0			6	3,322,159	1	597,800	7	3,919,959
義務教育学校職員 以外の教育職員	6	4,134,287	1	2,774,966	0	0			7	6,909,253	1	555,033	8	7,464,286
警 察 職 員	14	17,195,582	3	8,263,700	1	2,279,950	1	3,517,580	19	31,256,812	8	4,931,762	27	36,188,574
消 防 職 員	1	2,184,840	0	0	1	1,750,932			2	3,935,772	2	824,600	4	4,760,372
電気・ガス・ 水道事業職員	1	97,755	0	0	0	0			1	97,755	0	0	1	97,755
運輸事業職員	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
清掃事業職員	1	3,620	0	0	0	0			1	3,620	0	0	1	3,620
船 員	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
その他の職員	21	33,794,985	3	9,494,692	3	7,203,750			27	50,493,427	9	5,001,761	36	55,495,188
計	49	57,744,128	8	23,522,458	5	11,234,632	1	3,517,580	63	96,018,798	21	11,910,956	84	107,929,754
令和3年度	44	40,759,214	8	27,790,694	6	13,975,941	1	5,979,891	59	88,505,740	26	17,965,723	85	106,471,463

(第14図 令和4年度の通勤災害に係る補償の種類別比率)



## 解 説

### 公務災害と通勤災害の補償内容等

通勤災害の補償及び福祉事業の対象、内容や給付額の算定方法は、公務災害とほぼ同様の制度となっていますが、障害補償及び遺族補償の特別援護金は、公務災害の方が通勤災害よりも高額に設定されています。

また、通勤災害の療養補償には、条件によって、一部負担金が必要となる場合があります。

## 5 第三者加害事案の処理状況

### 第三者加害事案の認定件数は、17件(公務災害・通勤災害認定の5.0%)です

令和4年度において公務上又は通勤該当の災害と認定したもののうち、第三者加害事案の占める割合は、公務災害では285件中9件で3.2%、通勤災害では54件中8件で14.8%、全体では339件中17件で5.0%となっています。

通勤災害で第三者加害事案の割合が高いのは、相手方のある交通事故による被災が一定割合を占めているためです。

### 第三者加害事案は、交通事故によるものが約6割です

令和4年度における第三者加害事案の発生事由をみると、第20表のとおり、公務災害では、交通事故が2件、公務執行妨害が5件などとなっています。また、通勤災害では、8件すべてが交通事故となっています。

第三者加害事案においては、原因者負担の考え方にに基づき、当事者間の示談により加害者からの損害賠償を先行する「示談先行」方式を原則としています。

交通事故においては、加害者加入の自動車損害賠償責任保険(自賠責)や任意保険のほか、被災職員自身が加入している人身傷害補償保険からも保険金を受けることができますが、基金の補償と重複して受け取ることはできません。

公務執行妨害では、加害者が無資力な場合や勾留されているため示談が不可能な場合も多いことから、補償先行により認定される場合がほとんどです。

<第20表> 令和4年度の第三者加害事案の事由別内訳

事由区分		団体の種類 (件)								
		府				市町村等	計	構成割合	うち 補償先行	うち 示談先行
		知事部局等	教育委員会	警察本部						
交通事故	公務	2	0	0	2	0	2	11.8%	1	1
	通勤	7	1	3	3	1	8	47.1%	1	7
公務執行妨害	公務	4	0	0	4	1	5	29.4%	4	1
生徒加害	公務	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
同僚加害	公務	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
動物管理瑕疵	公務	2	0	0	2	0	2	11.8%	1	1
その他	公務	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
	通勤	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
計	公務	8	0	0	8	1	9	52.9%	6	3
	通勤	7	1	3	3	1	8	47.1%	1	7
	合計	15	1	3	11	2	17	100.0%	7	10
	構成割合	88.2%	5.9%	17.6%	64.7%	11.8%	100.0%		41.2%	58.8%

第三者加害事案に対する求償、免責等の事務に当たっては、加害者や保険会社との折衝等が必要であり、処理を誤ると求償が困難になる場合もあります。より円滑に事務を進めるため、災害発生当初から基金京都府支部と密接な連絡を取るなど、所属及び被災職員の積極的な協力が望まれます。

## 解 説

### 第三者加害事案とは？

交通事故で受傷した場合や公務の執行にあたり暴力を受けた場合など、公務災害・通勤災害には、第三者（加害者）の故意・過失によって災害が発生する場合があります、これを「第三者加害事案」といいます。

第三者加害事案において、被災職員が、基金から先に補償を受けた場合（補償先行）は、基金は第三者に対し、損害賠償請求（求償）を行うこととなります。

逆に、被災職員が、第三者（損害保険会社等を含む）から、先に損害賠償を受けた場合（示談先行）は、被災職員は基金からの補償を二重には受けることができなくなります。（基金の免責）

第三者加害事案により被災した場合には、権利義務関係が複雑になりますので、加害者に対する賠償請求を放棄したり、安易に過失割合を定めたりすることのないよう、所属や基金支部と十分に連絡をとりあって加害者との示談を進めてください。

### 第三者加害事案ではココに注意！

第三者加害事案は、損害賠償に係る権利関係や手続きが複雑になりますので、災害発生時点から特に慎重に対応することを心がけてください。

主な注意点は、以下のとおりです。

#### 1. 交通事故の場合は「人身事故」として警察へ届けること！

公務（通勤）災害として認められるためには、職員に「負傷、疾病、傷害又は死亡」が生じていることが必要です。交通事故には人身事故（人身に損害のある事故）と物件事故（物のみに損害のある事故）とありますが、認定請求をする場合、職員の負傷等が前提ですので、必然的に人身事故として届けることとなります。

人身事故の場合、捜査機関により実況見分調書（事故時の状況等をまとめた文書）が作成されますので、事故状況を客観的に示す資料として利用できます。

#### 2. 勝手に示談しないこと！

第三者から賠償を受けるためには示談を締結する必要がありますが、被災職員が勝手に示談した場合、受け取れるはずの賠償が支払われなくなったり、意図せず被災職員が基金に対して損失を与えてしまったりする場合があります。

示談を締結する前には、必ず基金に示談案を示してください。

また、すでに示談していることを隠しての認定請求は、絶対に行わないでください。

#### 3. 認定請求をしないほうが良いと思われるケースも！

公務（通勤）災害と認定された場合でも、基金からは、物損や精神的苦痛などに対する補償は行われません。また、職員に代わっての示談交渉も行われません。

「被災当初から第三者が治療費を全額支払う意向である」など、職員に損害が生じない内容で示談が進みそうな場合は、基金から補償として受け取るものがないため認定請求を行うメリットがないといえます。

むしろ、「書類作成に手間をとられたあげく、示談も遅くなった」など、デメリットしかなかったというケースもありますので、メリット（基金の補償）とデメリット（手間や相手との関係など）を十分検討し、認定請求するか否かを判断しましょう。

# ( 参 考 )

## 公務災害、通勤災害団体別認定件数、千人比

区 分	R4年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R4年度千人比
知 事 部 局 等	4,463	21	21	9	6	30	27	6.0
山城広域振興局		2	1	2	0	4	1	
南丹広域振興局		0	0	1	1	1	1	
中丹広域振興局		1	0	0	0	1	0	
丹後広域振興局		1	0	0	0	1	0	
知事直轄		0	0	0	0	0	0	
危機管理部		0	0	0	1	0	1	
総務部		1	0	1	1	2	1	
政策企画部		0	1	1	0	1	1	
府民環境部		0	1	0	1	0	2	
文化スポーツ部		2	0	1	0	3	0	
健康福祉部		8	11	1	0	9	11	
商工労働観光部		0	0	0	1	0	1	
農林水産部		4	4	1	0	5	4	
建設交通部		2	3	0	0	2	3	
議会事務局		0	0	0	0	0	0	
行政委員(会)		0	0	1	1	1	1	
教 育 委 員 会	11,981	86	101	5	14	91	115	9.6
教育庁本庁		2	0	0	1	2	1	
教育庁地域機関		0	1	0	0	0	1	
市町村立小学校								
乙訓教育局管内		4	1	1	2	5	3	
山城教育局管内		7	13	0	3	7	16	
南丹教育局管内		7	6	0	0	7	6	
中丹教育局管内		4	3	0	0	4	3	
丹後教育局管内		7	4	0	0	7	4	
市町村立中学校								
乙訓教育局管内		5	2	1	1	6	3	
山城教育局管内		3	6	0	0	3	6	
南丹教育局管内		2	0	0	1	2	1	
中丹教育局管内		1	4	0	0	1	4	
丹後教育局管内		0	1	0	0	0	1	
府立高等学校等		23	36	2	2	25	38	
府立支援学校等		21	24	1	4	22	28	
警 察 本 部	7,133	41	73	12	11	53	84	11.8
総務部		1	0	2	1	3	1	
警務部		0	0	0	0	0	0	
生活安全部		0	0	1	0	1	0	
地域部		0	1	0	0	0	1	
刑事部		2	1	0	1	2	2	
交通部		1	3	2	2	3	5	
警備部		4	7	0	1	4	8	
警察学校		3	4	0	0	3	4	
京都市内警察署		21	43	5	2	26	45	
京都市外警察署		9	14	2	4	11	18	
京 都 府 計	23,577	148	195	26	31	174	226	9.6

区 分	R4年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R4年度千人比
京 都 府 公 立 大 学 法 人	2,188	7	7	1	4	8	11	5.0
府 立 大 学	215	0	0	0	0	0	0	
府 立 医 科 大 学	1,973	7	7	1	4	8	11	
福 知 山 公 立 大 学	69	0	1	0	0	0	1	14.5
<b>大 学 法 人 計</b>	<b>2,257</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>12</b>	<b>5.3</b>

区 分	R4年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R4年度千人比
福 知 山 市	1,430	11	6	0	1	11	7	4.9
舞 鶴 市	833	2	3	0	1	2	4	4.8
綾 部 市	410	5	2	0	0	5	2	4.9
宇 治 市	1,428	7	6	2	3	9	9	6.3
宮 津 市	208	2	2	0	2	2	4	19.2
亀 岡 市	786	3	4	0	0	3	4	5.1
城 陽 市	522	1	4	1	0	2	4	7.7
向 日 市	409	4	2	0	3	4	5	12.2
長 岡 京 市	608	4	2	1	1	5	3	4.9
八 幡 市	666	5	6	1	0	6	6	9.0
京 田 辺 市	821	8	5	2	0	10	5	6.1
京 丹 後 市	1,037	9	8	0	2	9	10	9.6
南 丹 市	408	4	2	1	1	5	3	7.4
木 津 川 市	505	4	0	0	1	4	1	2.0
<b>市 計</b>	<b>10,071</b>	<b>69</b>	<b>52</b>	<b>8</b>	<b>15</b>	<b>77</b>	<b>67</b>	<b>6.7</b>

区 分	R4年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R4年度千人比
大 山 崎 町	155	2	0	0	0	2	0	0.0
久 御 山 町	242	1	2	0	1	1	3	12.4
井 手 町	102	0	1	0	0	0	1	9.8
宇 治 田 原 町	131	0	0	0	0	0	0	0.0
笠 置 町	54	0	1	0	0	0	1	18.5
和 東 町	81	1	1	0	0	1	1	12.3
精 華 町	331	2	5	0	0	2	5	15.1
南 山 城 村	63	0	0	0	0	0	0	0.0
京 丹 波 町	315	1	2	1	0	2	2	6.3
伊 根 町	102	3	2	0	1	3	3	29.4
与 謝 野 町	264	1	1	1	0	2	1	3.8
<b>町 村 計</b>	<b>1,840</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>13</b>	<b>17</b>	<b>9.2</b>



区 分	R4年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R4年度千人比
与謝野町宮津市中学校組合	1	0	0	0	0	0	0	0.0
国民健康保険南丹病院組合	595	5	3	0	1	5	4	6.7
国民健康保険山城病院組合	533	5	6	1	1	6	7	13.1
船井郡衛生管理組合	34	0	0	0	0	0	0	0.0
城南衛生管理組合	102	1	2	0	0	1	2	19.6
木津川市精華町環境施設組合	13	0	0	0	0	0	0	0.0
京都市府町村職員退職手当組合	8	0	0	0	0	0	0	0.0
乙訓環境衛生組合	27	0	0	0	0	0	0	0.0
相楽中部消防組合	140	5	0	1	0	6	0	0.0
乙訓福祉施設事務組合	38	0	1	0	0	0	1	26.3
宮津与謝消防組合	90	0	0	0	0	0	0	0.0
相楽郡広域事務組合	3	0	0	0	0	0	0	0.0
京都中部広域消防組合	194	0	1	0	0	0	1	5.2
京都府自治会館管理組合	4	0	0	0	0	0	0	0.0
京都府住宅新築資金等 貸付事業管理組合	2	0	0	0	0	0	0	0.0
乙訓消防組合	193	2	2	0	0	2	2	10.4
宮津与謝環境組合	0	0	0	0	0	0	0	—
京都府後期高齢者医療広域連合	1	0	0	0	0	0	0	0.0
相楽東部広域連合	14	0	0	0	0	0	0	0.0
京都地方税機構	0	0	0	1	0	1	0	—
<b>一部事務組合等計</b>	<b>1,992</b>	<b>18</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>21</b>	<b>17</b>	<b>8.5</b>

区 分	R4年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R4年度千人比
湯 船 財 産 区	0	0	0	0	0	0	0	—
<b>財 産 区 計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>

区 分	R4年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R4年度千人比
<b>総 合 計</b>	<b>39,713</b>	<b>253</b>	<b>285</b>	<b>40</b>	<b>54</b>	<b>293</b>	<b>339</b>	<b>8.5</b>

## (参考) 支部の活動等

### 【公務災害防止事業】

公務災害防止に向けた公務災害制度及び災害発生の状況等の普及、啓発のため、平成18年度から基金京都府支部のホームページを開設し、情報提供を行っています。

(ホームページURL) <https://www.pref.kyoto.jp/chikousai/index.html>

### 【研修会の開催等】

公務災害防止に関する知識を深めていただくため、また、公務災害補償制度の目的や内容、事務手続について広く周知するため、事務説明会を実施しました。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配付により実施

### 【冊子の作成・配付】

「広報誌 公務災害補償 京都府支部だより」	支部の概要、災害の発生状況等をまとめ、補償業務の円滑化及び災害の事前防止に役立ててもらおう。
「公務災害 通勤災害 補償のしおり」	被災職員、所属担当者に公務災害制度及び補償の事務を周知し、災害防止に対する意識を高めるとともに、迅速な事務処理に役立ててもらおう。

### 【迅速な災害認定に向けて】

公務災害、通勤災害として認定請求されたもののうち、特に心臓・脳血管疾患や精神疾患等の疾病事案については、種々の原因が複雑に絡み合って発症に至るものとされており、また、被災職員の素因や基礎疾患が疾病の発症又は増悪に大きく関与している場合が多いことから、公務上又は通勤災害該当の認定には膨大な事実調査、医学的資料の収集が必要となります。

このため、基金京都府支部では任命権者に対し、早期の調査を依頼するとともに、医学的資料の収集を早期に行うことで、認定までの時間を短縮し、被災職員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するべく努めているところです。





**広報誌** 公務災害補償 京都府支部だより No.55 令和6年3月発行

# 災害をなくして 笑顔の職場づくり

**編集・発行** 地方公務員災害補償基金京都府支部

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府職員総務課内

TEL 075-431-4216 FAX 075-414-4142

<https://www.pref.kyoto.jp/chikousai/index.html>